

汚染土壌処理業許可証

秋田県大館市花岡町字堤沢42番地
エコシステム花岡株式会社
代表取締役 笹本 直人

土壌汚染対策法第23条第1項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日	令和 5年 2月21日
許可の有効期限	令和 7年 3月31日
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	エコシステム花岡株式会社 松峰工場
汚染土壌処理施設の設置場所	秋田県大館市花岡町字大森山下65番地1他
汚染土壌処理施設の種類	①浄化等処理施設 ア 浄化（抽出－洗浄処理） イ 浄化（抽出－磁力選別） ウ 浄化（不溶化） ②分別等処理施設 ア 異物除去 イ 含水率調整
汚染土壌処理施設の処理能力	①浄化等処理施設 ア 浄化（抽出－洗浄処理） 200t/h 4,800t/d（24時間） イ 浄化（抽出－磁力選別） 100t/h 2,400t/d（24時間） ウ 浄化（不溶化） 200t/h 4,800t/d（24時間） ②分別等処理施設 ア 異物除去 200t/h 4,800t/d（24時間） イ 含水率調整 100t/h 2,400t/d（24時間）
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	別記のとおり

変更の内容	変更許可：令和5年 2月21日 (汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更)
-------	--

【別記】汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

①浄化等処理施設

ア 浄化（抽出－洗浄処理）

受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
受け入れられる特定有害物質による汚染状態	濃度の上限値はなしとする。

イ 浄化（抽出－磁力選別）

受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
受け入れられる特定有害物質による汚染状態	カドミウム及びその化合物：土壌含有量45mg/kg、 土壌溶出量0.08mg/L以下とする。 カドミウム及びその化合物以外：濃度の上限値はなしとする。

ウ 浄化（不溶化）

受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
受け入れられる特定有害物質による汚染状態	濃度の上限値はなしとする。

②分別等処理施設

ア 異物除去

受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
受け入れられる特定有害物質による汚染状態	濃度の上限値はなしとする。

イ 含水率調整

受け入れられる特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
受け入れられる特定有害物質による汚染状態	濃度の上限値はなしとする。